

## 第2節 総合的な環境保全行政の推進

### 1 奈良市環境基本条例

「奈良市環境基本条例」は、21世紀を見通し、新しい時代に対応した環境保全のあり方を示すとともに、市民・事業者・観光客等各主体の公平な役割分担による、自主的積極的な参加の実現が図られ、各主体間の連携が確立されることによる、持続可能な発展型社会を築き、常に環境に配慮され、うるおいとやすらぎに満ちた市民生活環境から地球環境の保全にいたる、本市の環境保全施策を推進していく上で基本となるもので、平成11年4月1日施行しました。

### 2 奈良市環境基本計画

#### (1) 計画策定の趣旨

現在、私たちが直面している環境問題は、今までの公害問題にとどまらず、地球規模の広がりと将来の世代にもわたる広がりをもっています。

このような環境問題を解決するためには、一人ひとりの日常生活や通常の事業活動を見直すことから始める必要があります。また、私たちも含めた将来の世代が等しく健全で豊かな環境の恵みに接することができるような、歴史と文化に恵まれた自然豊かな奈良らしい環境に配慮したまちづくりが求められています。

そのような取り組みを、市民・事業者・観光客等及び市が一体となって進めていくための指針となる「奈良市環境基本計画」を平成11年3月策定しました。

#### (2) 計画策定の目的

「奈良市環境基本計画」は、本市の恵まれた歴史的文化遺産や自然を守り育てていくために、市民・事業者・観光客等及び市が協力して、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することにより、環境への影響(負荷)の少ない社会を築き、現在及び将来の市民の安全かつ健全で文化的な生活を実現することを目的とします。

#### (3) 計画の期間

長期的視野にたち、2010年(平成22年)度を目標年度とします。

#### (4) 計画の理念

私たち奈良市民は、古都としての歴史と文化の豊かさと、自然が持つ奈良独自のうるおいと安らぎに恵まれた生活をしてきました。

21世紀を見通した奈良市の将来を展望するとき、市民のみならず、奈良を訪れるすべての人が、この豊かな歴史と自然がもたらす恵みに、より深く接することができる社会を築くことが大切です。

そこで、この計画の基本理念を「歴史と自然を大切に作る環境にやさしいまちづくり」とします。

#### (5) 望ましい環境像

歴史的文化遺産を保存・活用すると同時に、良好な自然環境を維持するため、市民・事業者・観光客等及び行政がともに環境保全に参加し、世界の都市や人々と手をつなぎながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくり、市民の生活にうるおいと安らぎが満ち、市民の安全かつ健康で文化的な生活が確保されるまちとなることを目指します。

そこで、「世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良」を望ましい環境像と設定します。

## (6) 基本目標

望ましい環境像をより具体化した目標として、次の7つの基本目標を掲げその連携と調和を目指していきます。

### (基本目標)

#### 歴史環境の保全目標

##### 1. 歴史と文化を守り育むまち



### (基本方向)

奈良らしい歴史・文化を大切にしよう  
歴史資源をまちづくりに活かそう

#### 自然環境の保全目標

##### 2. 自然や生き物を大切にするまち



豊かな自然を保全・創造しよう  
生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう

#### 快適環境の保全・創造の目標

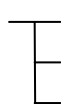
##### 3. 安全で快適な都市環境をつくるまち



安全で心豊かなまちをつくろう  
美しいまちをつくろう  
水と緑のうおいあるまちをつくろう

#### 生活環境の保全目標

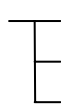
##### 4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち



さわやかな大気と静けさを守ろう  
清らかな水を確保し大切にしよう  
化学物質による環境汚染を防ごう

#### 循環型社会の保全・創造の目標

##### 5. 資源の循環的利用を図るまち



資源を大切にし、ごみを減らそう  
水の有効利用を進めよう  
エネルギーの適正利用を進めよう

#### 参加への推進の目標

##### 6. すべての主体の参加と連携を図るまち



環境教育と環境学習を進めよう  
自分たちの役割の下、進んで行動しよう

#### 地球環境の保全の目標

##### 7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち



地球環境を考えて環境保全活動を進めよう  
世界の人々とともに取り組もう

## 3 環境審議会

環境基本法第44条では、市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めることにより、環境保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会等を置くことができると定められています。

本市では、昭和46年8月から奈良市公害対策審議会、平成6年8月から奈良市環境審議会として本市の環境行政に関する基本的事項を審議しています。